

b 事件の概要

地主友清は青田區に約二町五六反の田地を所有し數名に小作せしめ居れるが其小作人中前記中村七次郎は六反一畝十歩を年十七俵半、野村米次郎は二反を年八俵の小作料にて小作し來れるが昭和三年度より小作人は附近地主の例を引きて小作料二割減を主張し之に對し地主は一割五分減額は認めたるも小作人は二割を許給して納入し且つ昭和五年度は全然納入せざるを以て地主は昭和五年六月頃より田地諸簿及び清防帳簿等を介して對次米納米納入を要求せしも小作側は(一)三年度四年度米納米免除(二)五年度米納米七ヶ年賦納爲入(三)小作料二割減額を主張し難儀にして該要求に應ぜざりし爲地主は遂に昭和五年十月二十三日小作米納米土地返還請求の内容證明を送達し更に小倉市在住辨護士に訴訟を委託し遂に前記二十九日中村七次郎四十二條(昭和六年度を含む)野村米次郎二十一條の玄米差押を爲し

たり。

ことに於て小作人側も之れが對策として金農協生聯合會統制委員長たる石岡樹心及金川村支部長兼原善次郎の應援を求め強硬に相對峙せり。

● 騒擾事件の内容

一、騒擾事件の發生

然るに中村七次郎は事實上の小作人に非ずして地主との契約は實文中村吉仁百が之を爲し其死亡後は實地中村善九郎耕作し來れるものにして單に執行人たるの名稱により前額の額を差押を受けたる爲め同部第一般は中村に關係を有すると共に地主の措置に對し極度に反感を抱くに至れり。

而して中村七次郎は遂へて昭和七年一月八日午前十時頃部同部三名と共に金田町なる地主友清并を訪ひ前項事情を述べて實交中判然たる土地返還訴訟に涉づく福岡地方裁判所小倉支部